

かけがえのないみどりを守るための施策

◎…良好 : 80%以上
 ○…概ね良好 : 50%以上80%未満
 △…やや低調 : 50%未満

○、△のときは、理由を記入

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	令和3年度				
			今年度の取組結果・状況	進捗状況		今年度の課題	次年度の事業計画
				◎○△	左記の理由		
風致地区や自然公園区域等の保全	51	都市計画課	風致地区内において行われる建築等の行為について、条例及び施行規則に基づく指導助言を行い、良好な景観の保全及び確保に努めた。	◎		条例及び施行規則に基づく事務を進める中で、今後、課題が出れば対応を検討をしていく必要がある。	引き続き、条例及び施行規則に基づく指導助言を行い、良好な景観の保全及び確保に努める。事務を進める中で課題が出れば対応を検討する。
	51	農林水産課	保全に努めている。	◎		特になし。	保全に努める。
三上山や希望が丘文化公園周辺のレクリエーション機能の充実	51	企画調整課	希望が丘文化公園運営推進協議会にて意見交換を行った。	◎		希望が丘文化公園の運営状況を鑑み、さらなる活性化に向けた意見を提示する必要がある。	協議会等で意見交換を行うなど、希望が丘文化公園のさらなる活性化に努める。
永原御殿跡の公園整備	51	文化財保護課	3月に「史跡永原御殿跡整備基本計画書」を策定・刊行。事業の過程で、竹林の一部で伐採・整理を行った。	◎		竹林の整理は部分的に留まり、来年度以降も継続が必要。	整備基本設計の策定を予定。

かけがえのないみどりを守るための施策

◎…良好 : 80%以上
 ○…概ね良好 : 50%以上80%未満
 △…やや低調 : 50%未満

○、△のときは、理由を記入

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	令和3年度				
			今年度の取組結果・状況	進捗状況		今年度の課題	次年度の事業計画
				◎○△	左記の理由		
里山の利活用と保全	52	農林水産課	3/5(土)に「漁民の森づくり」を開催し、大篠原地先にてコナラと桜の苗木を植樹。森林組合と漁業関係者等、計132名が参加。	◎		植樹後の苗木の保全を考慮し、良質な堆肥の確保等を検討する必要がある。	森林組合と植樹計画地を協議し、事業を継続する。
	52	環境課	山部会による活動として、里山・林道の保全作業や里山に親しむイベント、他団体との協働・交流活動など全7回実施した。また新型コロナウイルスの影響で中止となったイベント等あったが、感染対策を講じながらも活動を実施した。 ①里山・林道の保全作業(49回)543名参加 ②里山に親しむイベント(6回)177名参加 ③森づくり塾、小堤山裾の古墳周辺遺跡見学会(6/5)35名参加 ④森づくり塾、リース・ツル筆作り(12/5)23名参加 ⑤植物観察(3回)30名参加 ⑥タコガエル調査(2回)15名参加 ⑦他団体との協働活動(3回)34名参加	◎		イベント参加者の年齢層が高いため、若者たちに参加してもらえるようPRしていく必要がある。	野洲市環境基本計画に基づき、里山の保全活動や、市民参加型イベントの実施を行うとともに、活動のPRを行う。
鎮守の森の保全	52	文化財保護課	2年間計画されている保存活用計画策定事業の1年目が終了。オブザーバーとして必要な策定支援を行った。	◎		名勝兵主神社庭園は、平成14年に完了した整備から20年が経過し、一部の劣化やサギによる被害等が課題となっている。保存活用計画策定に向け、神社・庭園の本質的価値の検討を進める必要がある。他の寺社の森林についても保全を支援する必要がある。	保存活用計画の策定。
	52	都市計画課	「野洲市みどりの基本計画」で、市内の巨樹・巨木を整理した(基本計画P.19,20)。市内の景観重要樹木等の指定の課題整理までは行っていない。	○	次年度以降、景観重要樹木等の課題整理に着手する予定であるため。	市内の巨樹・巨木の現地調査と、景観重要樹木等の指定手続きについて確認が必要である。景観重要樹木等の指定の必要性も含めて課題整理が必要である。	市内の巨樹・巨木の現地調査と、景観重要樹木等の指定手続きについて確認する。これらをもとに、景観重要樹木等の指定の必要性も含めて課題整理を行う。
古墳など歴史資源周辺の緑の保全	52	文化財保護課	史跡公園は、来訪しやすいよう植栽等の日常管理に努めた。古墳の石室特別公開を11月3日に実施した。	◎		園路等で周遊に支障となる樹木の繁茂は適宜伐採を継続して維持管理する必要がある。	引き続き、日常管理・環境整備に努める。古墳石室の特別公開を継続し、市民に来訪の機会を提供する。

かけがえのないみどりを守るための施策

◎…良好 : 80%以上
 ○…概ね良好 : 50%以上80%未満
 △…やや低調 : 50%未満

○、△のときは、理由を記入

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	令和3年度				
			今年度の取組結果・状況	進捗状況		今年度の課題	次年度の事業計画
				◎○△	左記の理由		
琵琶湖や琵琶湖畔のみどりの保全	53	環境課	びわ湖の水と地域の環境を守る会として、琵琶湖岸にヨシを植栽し、湖岸の侵食防止や水質浄化等に努めた。 ①ヨシ群落再生・松林保全活動(11/6)218名参加1500株を琵琶湖岸に植えた。 ②中主小びわ湖環境学習(12/6)100名参加約200株を琵琶湖岸に植えた。	◎		ヨシの利用方法の検討が必要である。	野洲市環境基本計画に基づき、ヨシの植栽を継続する。また、ヨシの利用方法を検討していく。
野洲川緑地、吉川緑地（湖岸緑地中主吉川地区）の維持・管理	53	都市計画課	野洲川緑地では、野洲川河川公園において、自然・環境保全に配慮した管理をした。 吉川緑地の施設の充実に向け、施設の適正管理と遊具の設置等滋賀県に要望した。	◎		吉川緑地は平時、閑散としているため、活用できる方策を、滋賀県と考える必要がある。	野洲川緑地では、野洲川河川公園において、引き続き、自然・環境保全に配慮した管理をする。 吉川緑地の施設の充実に向け、引き続き施設の適正管理と遊具の設置等滋賀県に要望していく。
水路の活用	54	農林水産課	多面的機能推進事業等の推進、ゆりかご水田の推進等に努めた。	◎		多面的機能推進事業への取組面積の拡大を図る必要がある。	引き続き、多面的機能推進事業等への取組面積の拡大を図る。
農地の保全	54	農林水産課	ゆりかご水田をはじめ、環境保全型農業を推進している。	◎		環境保全型農業への取組面積の拡大を図る必要がある。	引き続き、環境保全型農業への取組面積の拡大を図るため、新規対象者に対して、丁寧な説明を行う。
観光農園、貸農園としての活用	54	農林水産課	貸農園として活用している。	○	観光農園とまでは至っていない。	市街地農地の現状把握	市街地農地の地権者に農地としての活用を働きかける。

活力と交流を生むみどりを増やすための施策

◎…良好 : 80%以上
 ○…概ね良好 : 50%以上80%未満
 △…やや低調 : 50%未満

○、△のときは、理由を記入

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	令和3年度				
			今年度の取組結果・状況	進捗状況		今年度の課題	次年度の事業計画
				◎○△	左記の理由		
身近な公園の適正配置	55	都市計画課					
公園緑地の再編と再生	56	都市計画課	都市公園、長期未整備公園、地域ふれあい公園、児童公園の在り方を検討する公園再編計画を策定するため、公園情報を整理し、利用実態調査を実施する準備をした。	○	令和4年度に利用実態調査及び公園再編計画の作成を業務委託により実施するため。	公園再編に向けたスケジュールを整理する必要がある。 公園の廃止について、根拠を整理する必要がある。	公園の立地状況、利用状況、地域の意向を踏まえて、今後の公園の在り方を検討する公園再編計画を策定し、検討を進める。 また、長期的未整備となっている都市公園については、上記の公園再編計画に基づき、必要性・代替性・実現性等を評価し、都市計画決定の見直しや、再整備に向けた取組みにかかる検討を行っていく。
長期未整備公園の見直し	56	都市計画課					
公園施設の長寿命化の推進	57	都市計画課	令和5年度の公園施設長寿命化計画の策定に向け、その前提となる利用実態調査及び公園再編計画の作成を令和4年度に実施するための準備をした。	○	令和4年度に利用実態調査及び公園再編計画の作成を業務委託により実施し、令和5年度の公園施設長寿命化計画につなげるため。	交付金活用の為の条件を確認する必要がある。	公園の立地状況、利用状況、地域の意向を踏まえて、今後の公園の在り方を検討する再編計画を策定し、公園施設長寿命化計画につなげる。 公園施設長寿命化計画には、社会資本整備総合交付金を活用するため、社会資本整備計画を策定する。
地域による維持管理	57	都市計画課	地域の公園・緑地の維持管理を地元やシルバー人材センター、NPO団体等と実施した。 適正な維持管理が引き続き図れるよう、シルバー人材センターと委託業務内容について協議した。	◎		シルバー人材センターに委託している作業内容の確認と進捗管理の徹底が必要である。	地域の公園・緑地の維持管理を、地元やシルバー人材センター、NPO団体と実施する。 適正な維持管理が引き続き図れるよう、シルバー人材センターと委託業務内容について、随時、見直しも検討する。
新規都市公園の整備	58~60	都市計画課	新規都市公園の整備に向け、都市公園、長期未整備公園、地域ふれあい公園、児童公園の在り方を検討する公園再編計画を策定するため、公園情報の整理をし、利用実態調査を実施する準備をした。	○	今後、新規都市公園の整備を具体化させていくため。	新規公園面積も含めて、市内における一人当たりの都市公園面積を確保する必要がある。 交付金活用のためには、「野洲市みどりの基本計画」において、新規公園を緑化重点地区に位置づける必要がある。 都市公園の整備の際は、パークPFI等の官民連携の手法を活用した公園整備を検討する。 その他、交付金活用の為の条件を確認する必要がある。	公園の立地状況、利用状況、地域の意向を踏まえて、今後の公園の在り方を検討する公園再編計画を策定し、公園再編の検討を進める。 また、公園再編計画に基づき、新規都市公園の必要性・代替性・実現性等を評価し、都市計画決定に向けた取組みにかかる検討を行っていく。

活力と交流を生むみどりを増やすための施策

◎…良好 : 80%以上
 ○…概ね良好 : 50%以上80%未満
 △…やや低調 : 50%未満

○、△のときは、理由を記入

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	令和3年度				
			今年度の取組結果・状況	進捗状況		今年度の課題	次年度の事業計画
				◎○△	左記の理由		
野洲川河川公園の維持管理の充実	60	都市計画課	当該公園については指定管理者である市内のNPO法人と伴に公園緑地の維持管理に努めた。令和5年度の公園施設長寿命化計画の策定に向け、その前提となる公園再編計画の作成及び利用実態調査を令和4年度に実施するための準備をした。	◎		老朽化した施設について、長寿命化計画に基づく維持管理により、ライフサイクルコストを削減する。	引き続き指定管理者制度による公園緑地の維持管理を行うとともに、公園の機能分担についても検討していく。 また、令和5年度の長寿命化計画の策定に向け、その前提となる利用実態調査及び公園再編計画の作成を令和4年度に実施する。
民間活力の活用	61	都市計画課	野洲川河川公園についてはきめ細かく市民ニーズに対応するとともに、市民満足度の向上を図ることを目的に、指定管理者である市内のNPO法人と伴に公園管理に努めた。	◎		市の施設であるため、監査をすることにより業務改善を図る。	野洲川河川公園についてはきめ細かく市民ニーズに対応するとともに、市民満足度の向上を図ることを目的に、引き続き指定管理者制度による管理を行っていく。 また、今後新規の都市公園の整備の際は、パークPFI等の官民連携の手法を活用した公園整備を検討する。

身近なまちのみどりを育むための施策

◎…良好 : 80%以上
 ○…概ね良好 : 50%以上80%未満
 △…やや低調 : 50%未満

○、△のときは、理由を記入

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	令和3年度				
			今年度の取組結果・状況	進捗状況		今年度の課題	次年度の事業計画
				◎○△	左記の理由		
公共施設の率先的な緑化	63	総務課	業務委託や直営により年間を通じて適切な維持管理が実施できた。	◎		公共施設の景観向上を主目的の一つとして維持管理を実施しているが年間を通じた計画時点で議会開催時等の来庁者が増加する傾向を把握し、管理を行っていないことが課題である。	引き続き年間を通じた維持管理を適切に行うことで景観向上、倒木被害等の未然防止に努める。
道路の緑化	63	道路河川課	路肩の除草や街路樹の剪定など維持管理をシルバー人材センター、NPO団体等と実施した。適正な維持管理が引き続き図れるよう、シルバー人材センターと委託業務内容について協議した。また、倒木の恐れのある樹木については、伐木・撤去を進めた。シルバー人材センターの対応可能範囲や直営作業員による対応可能箇所など今後の課題整理を進めた。	◎		シルバー人材センターに委託している作業内容の確認と進捗管理の徹底が必要である。シルバー人材センターや直営作業でも対応できない箇所についての業務発注について検討する必要がある。 自治会や市民団体の高齢化による人材不足の懸念。都市部において協働活動が可能な範囲の検討が必要。(河川愛護活動でも活動できないとの報告が多く、今後さらに難しくなる事が予想される)	街路樹など市道の維持管理を、地元やシルバー人材センターと実施する。適正な維持管理が引き続き図れるよう、シルバー人材センターと委託業務内容について、随時、見直しも検討する。 今後の維持管理に対する課題整理を進め、自治会など地域との協働が可能な緑化を検討する。
学校施設の緑化	63	教育総務課	適時に剪定をすることにより、適切な維持管理に努めた。	○	今年度の樹木剪定業務委託にて剪定を実施したが対応しきれない樹木も存在するため。	今年度の樹木剪定業務委託では未剪定としたプラタナス等、大径化している樹木の剪定・伐採が必要。	引続き、適時に伐採や剪定をすることにより、適切な維持管理に努める。

身近なまちのみどりを育むための施策

◎…良好 : 80%以上
 ○…概ね良好 : 50%以上80%未満
 △…やや低調 : 50%未満

○、△のときは、理由を記入

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	令和3年度				
			今年度の取組結果・状況	進捗状況		今年度の課題	次年度の事業計画
				◎○△	左記の理由		
周辺と調和した住宅緑化の促進	64	都市計画課	「野洲市景観計画」に基づき指導を行い、良好な景観の保全及び確保に努めた。地区計画内での建築行為についても、良好な景観形成が図れるよう指導を行った。	◎		より良好な景観形成を図るため、「野洲市景観計画」の基準等について、事業者理解を深めてもらえるよう丁寧に説明を行っていく必要がある。地区計画についても基準等について、事業者理解を深めてもらえるよう丁寧に説明を行っていく必要がある。条例及び施行規則に基づく事務を進める中で、今後、課題が出れば対応を検討をしていく必要がある。	「野洲市景観計画」に基づき指導を行い、良好な景観の保全及び確保に努める。地区計画内での建築行為についても、良好な景観形成が図れるよう指導を行うことにより、周辺と調和した住宅緑化の促進を図る。事務を進める中で課題が出れば対応を検討する。
	64	住宅課	「開発行為に関する指導要綱」の各基準に基づき、開発事業者に対し適切に開発指導を行うことができた。	◎		「開発行為に関する指導要綱」の基準等について、開発事業者理解を深めてもらえるよう丁寧に説明を行っていく必要がある。	引き続き、市内において行われる開発については、「開発行為に関する指導要綱」に基づき、開発事業者等の積極的な協力を得て敷地内の緑等を確保することで、良好な環境の確保及び周辺と調和した住宅緑化の促進を図る。
	64	協働推進課	協定を締結した自治会に対する継続的な支援を行うことができた。	◎		協定を締結していない自治会に対する制度の周知が課題である。	引き続き協定を締結した自治会に対する継続的な支援及び新たに協定を締結しようとする自治会の育成に努める。
	64	環境課	分譲宅地や共同住宅等の住居系開発に対し、開発申請時等に、「野洲市生活環境を守り育てる条例」に基づき、緑化に努めるよう指導した。指導件数：18件	◎		緑化について、市民の理解を得られていると考えられる。	引き続き、条例に基づき、市民に対し緑化の推進を啓発していく。
質の高い工場・事業所緑化の促進	65	商工観光課	工場緑化を推進し、工場内外の環境整備に顕著な功績のある者を表彰する制度（全国みどりの工場大賞）で、本市が推薦した市内の1工場が、2021年度緑化優良工場等近畿経済産業局長賞を受賞された。表彰授与式が行われた工場には、近畿経済産業局長及び国、県職員と来訪し、緑化の取組みを見学した。工場緑化の推進は、工場敷地内のみならず、周辺環境の良好な関係を築き、社会との調和を促進した。	◎		「工場立地法」について、中には十分に制度を理解できずに質問される事業者がおられる。丁寧に窓口で説明しているが、今後も、制度の理解を深めてもらえるよう、案内を行っていく必要がある。	引き続き、工場立地法の適用となる特定工場については、「野洲市工場立地法準則条例」に基づき、工場敷地内の緑地を含む環境施設を確保することで、生活環境へ配慮するとともに、市内での工場立地の促進や既存の工場敷地の有効利用を図る。
	65	環境課	工場・事業所等の事業系開発に対し、開発申請時等に、野洲市生活環境を守り育てる条例による緑化の基準により、面積に応じた緑地を確保するように指導した（工場立地法対象を除く）。指導件数：13件	◎		緑化指導をいぶかしがる事業主に対し、緑化の必要性を理解していただくのに労力を要したケースがあった。	引き続き、条例に基づき緑地の確保を指導するが、必要に応じ、緑化の基準の内容等を見直すことを検討する。

野洲市みどりの基本計画アクションプラン

令和3年度進捗状況

市民とともにみどりの輪をひろげるための施策

◎…良好 : 80%以上
 ○…概ね良好 : 50%以上80%未満
 △…やや低調 : 50%未満

○、△のときは、理由を記入

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	令和3年度				
			今年度の取組結果・状況	進捗状況		今年度の課題	次年度の事業計画
				◎○△	左記の理由		
みどりの活動への支援	66	農林水産課	みどりに関する普及啓発活動を県と連携して実施した	◎		ポスター等の作品募集に対する応募が少ない。	啓発も含め、関連する事業の情報発信。
	66	都市計画課	技術的援助や、費用の助成制度の適用には、景観重要樹木等を想定している。そのため、「野洲市みどりの基本計画」で、市内の巨樹・巨木を整理した(基本計画P.19,20)。市内の景観重要樹木等の指定の検討までは行っていない。	○	次年度以降、景観重要樹木等の検討業務に着手する予定であるため。	市内の巨樹・巨木の現地調査と、景観重要樹木等の指定手続きについて確認が必要である。景観重要樹木等の指定の必要性も含めて課題整理が必要である。	市内の巨樹・巨木の現地調査と、景観重要樹木等の指定手続きについて確認する。これらをもとに、景観重要樹木等の指定の必要性も含めて課題整理を行う。
みどりを担う人材の育成支援	66	農林水産課	緑の少年団の事業計画と実績報告を受けて、補助金の交付を行った。	◎		特になし。	引き続き緑の少年団の育成支援を行う。
	66	環境課	緑の推進委員会による自然観察会や剪定講習会が行われ、自然や緑を学習する機会が創出された。 ①北野小学校対象カブトムシ幼虫観察会(5/25、6/15、6/25) 346名参加 ②タケノコ採りイベント(6/12) 75名参加 ③光と竹のカーニバル野洲青年会議所と共催10/30-10/3・1,800名参加 ④秋のふれあいイベント(11/13) 45名参加 ⑤樹木剪定講習会(3/14)	◎		タケノコ採りイベントや秋のふれあいイベントなどの参加者にアンケートで活動への参画の意向をたずねたところ、イベントへの出席はよろこばれているが、活動参画の意思を示す方はなく、今後の活動の担い手確保が課題となっている。	引き続き、野洲市環境基本計画により、緑の推進委員会による活動を継続して支援するとともに、課題である後継者等の人材確保のための情報発信に取り組む。
	66	都市計画課	みどりの活動を行っている市民活動団体への支援を行い、みどりに関する活動に関心がある市民・団体の紹介等を通じ、人材育成や担い手の広がり努めた。	◎		市民団体の高齢化による人材不足。	みどりの活動を行っている市民活動団体への支援を行い、みどりに関する活動に関心がある市民・団体の紹介等を通じ、人材育成や担い手の広がり努める。

市民とともにみどりの輪をひろげるための施策

◎…良好 : 80%以上
 ○…概ね良好 : 50%以上80%未満
 △…やや低調 : 50%未満

○、△のときは、理由を記入

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	令和3年度				
			今年度の取組結果・状況	進捗状況		今年度の課題	次年度の事業計画
				◎○△	左記の理由		
市民やまちづくり団体との連携	67	市民サービスセンター	市民活動団体が主体となり、植樹等の緑化活動やピオトープ等の環境整備活動を定期的に実施された。緑化のまちづくりへの市民活動団体の参画を、パネルや紙芝居にして「やすまる広場」で紹介するなど、団体と行政が連携して市民への情報発信や他団体との交流の機会を持つことが出来た。	◎		新型コロナウイルス感染症拡大防止により、『緑化活動』に取り組む新たな団体や人材の育成には限界があったことから、コロナ禍でも可能な支援の方法を検討する必要がある。	市民活動団体が主体となり、市民、企業、行政等が連携をして緑化活動や環境整備活動を行えるように支援をする。
	67	企画調整課	滋賀県立大学と包括連携に関する協定を締結した。	◎		滋賀県立大学や滋賀大学との連携協定に基づき、具体的な連携事業を検討する必要がある。	滋賀県立大学や滋賀大学との連携協定に基づき、お互いに有する資源を活用した地域社会の発展や人材育成に努める。
企業との連携	68	都市計画課	企業と連携して自然保護に取り組まれている市内市民活動団体への支援を行った。	◎		緑化活動に興味がある企業と連携。	市内市外を問わずみどりの活動に興味がある企業については、市内の活動団体の活動内容の紹介や団体とのマッチングによる交流促進を行うことにより、市内の緑化活動への広がりに努める。
	68	環境課	緑の推進委員会が、野洲川北流跡地の自然の森を整備するにあたり、近隣の事業者等と連携して取組みを進めた。 ①オムロン(株)野洲事業所との協働作業(10/28) ②野洲青年会議所と共催で光と竹のカーニバル(10/30-10/31) ③JAレイク滋賀との協働作業(12/1、2/1)	◎		市内事業者との協働作業を通じての人材確保を継続する必要がある。	引き続き、緑の推進委員会が事業者との連携を継続することを支援するとともに、連携を通じて後継者の確保や人材の育成を図る。
	68	農林水産課	県からの情報等を生産森林組合へ情報提供を行った。	◎		特になし	森林保全活動に取り組みたいと考えている企業に対し、生産森林組合を通じ活動フィールドの紹介するなど、企業の森林保全活動を支援していく。
みどりに関する情報交流	69	広報秘書課	SNSを活用した情報発信が可能となるよう調査・検討を行った。	◎		LINEを活用した情報発信を行うため、適正な運営管理を行う必要がある。	情報発信手段として、引き続き広報紙の発行、ホームページの適正な運営管理を行うとともに、LINEを活用した情報発信の適正管理に努める。